

民間資格・検定試験を活用した
東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業
実施方針

平成 31（2019）年 2 月

東京都教育委員会

目 次

I 全体概要

- 1 英語「話すこと」の評価方法（基本スキーム）
- 2 スピーキングテスト実施の目的
- 3 スピーキングテスト導入までのスケジュール
- 4 東京都教育委員会と民間の資格・検定試験実施団体との連携方法及び費用負担の在り方

II 試験実施団体に求めるスピーキングテスト要件

- 1 基本的事項
- 2 実施・運営に関すること
- 3 東京都立高等学校入学者選抜への活用について

III 本事業に係る東京都教育委員会の役割

- 1 スピーキングテスト要件の確認
- 2 財政支援

IV 今後の検討事項

- 1 私立高等学校入学者選抜における活用について
- 2 他道府県との連携について
- 3 英語力評価における4技能の統合について

V 今後の予定

- 1 事業者の募集及び選定等
- 2 事業の進め方等
- 3 スケジュール

I 全体概要

「英語「話すこと」の評価に関する検討委員会報告書」(平成31(2019)年2月)を踏まえ、東京都教育委員会が目指す小・中・高等学校で一貫した英語教育を推進するため、以下により中学校3年生の英語「話すこと」の能力を評価するためのスピーキングテストを実施する。

1 英語「話すこと」の評価方法(基本スキーム)

東京都教育委員会が監修し、民間の資格・検定試験団体が実施する新たな資格・検定試験であるスピーキングテスト(以下「スピーキングテスト」という。)を活用して、中学生のスピーキング能力を把握する。

2 スピーキングテスト実施の目的

(1) 中学校における英語4技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実

中学校で学習した英語「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能のうち、「話すこと」に関する技能の習得状況を検証し、各中学校における「話すこと」の指導に関する成果と課題を検証し、学習指導要領の目標の実現に向けた指導の更なる充実を図る。

(2) 都立高等学校入学者選抜における「話すこと」に関する評価の活用

スピーキングテストの結果を活用し、現在の都立高等学校入学者選抜英語検査において実施されていない「話すこと」に関する評価を導入する。

(3) 高等学校における「使える英語力」を育成するための指導の充実

都立高等学校入学者のスピーキングテストの結果を踏まえて、高等学校入学後、生徒一人一人の個に応じた4技能の総合的な指導の充実に活かす。

以上3点並びに小学校における外国語活動及び外国語の指導の充実を合わせ、小・中・高等学校における一貫した英語教育の充実を推進する。

3 スピーキングテスト導入までのスケジュール

スピーキングテストの導入及び都立高等学校入学者選抜における活用のスケジュールは(別表1)のとおりとする。

(別表1)

年度	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 33(2021)年度
種類	フィジビリティ調査	▶ プレテスト	▶ 確認プレテスト	▶ スピーキングテスト
対象	一部抽出校 第3学年生徒	一部抽出校 第3学年生徒	都内公立中学校 第3学年全生徒	都内公立中学校第3学年全生徒及び都立高等学校入学者選抜受検予定者
入学者選抜への活用				原則として平成 34(2022)年度都立高等学校入学者選抜においてテスト結果を活用(予定) ※

※ スピーキングテストの活用方法、スピーキングテストの結果を活用する具体的な都立高等学校、都立高等学校へのスピーキングテスト結果提供方法、スピーキングテストを受験しなかった生徒等への対応、導入規模等については、都立高等学校入学者選抜検討委員会において検討する。

4 東京都教育委員会と民間の資格・検定試験実施団体との連携方法及び費用負担の在り方

- (1) 東京都教育委員会は、中学校での指導における英語技能のうち、「話すこと」に関する指導成果を把握し、指導の改善・充実に活かすとともに、都立高等学校入学者選抜にも活用できるよう、民間の資格・検定試験実施団体を企画・提案等により、公募・選定して決定する。
- (2) 試験実施団体は、民間の資格・検定試験としてスピーキングテストを実施し、スピーキングテストの受験料を収入源として、独立採算で運営する。
- (3) 東京都教育委員会は、以下「Ⅱ 試験実施団体に求めるスピーキングテスト要件」のとおり、スピーキングテストの基本的事項や実施・運営に関する事項等に必要となる事項について実施団体と協定等を締結する。
- (4) 2で示した目的の達成に向けて安定的にテストを実施する必要があるため、東京都教育委員会は、スピーキングテストの受験料について、必要な財政支援を行う。
- (5) 試験実施団体は、平成 33(2021)年度以降の出題内容・実施方法等を確認するため、平成 31(2019)年度にプレテスト、平成 32(2020)年度に確認プレテストを実施する。

II 試験実施団体に求めるスピーキングテスト要件

スピーキングテストの実施に当たり、以下の要件を定める。ただし、社会情勢や学校の状況の変化、技術革新等により、内容の変更を可能とする。

1 基本的事項

(1) 出題方針、出題内容

ア 出題方針

中学校の教育課程に基づく学習の成果としての「話すこと」の力を測ることを基本とし、出題の範囲は、中学校学習指導要領における英語「話すこと」に準拠した内容とする。

イ 出題内容

- ① 問題に使用する言語材料、使用語彙及び言語の使用場面等は、中学校検定教科書や東京都教育委員会が指定する教材に基づく。
- ② 基礎的・基本的な知識及び技能の定着や、思考力・判断力・表現力などをみる。

(2) 実施方式

受験者に対し、均質かつ安定的にテストを実施するため、タブレット等の端末及びヘッド・セットを使用し、端末の画面及びヘッド・セットからの音声による出題に対し、解答音声を録音する方式で実施する。

(3) 実施日程等

受験者の中学校における学習の成果を測るためには、学年末に近い日程での実施が望ましい。しかしながら、中学校の教育課程や進路指導の日程、学力検査を受検する中学生の負担や、テスト実施から結果提供までの採点期間等を考慮し、平成 33 (2021) 年度以降の実施日程を原則毎年度、11 月の第 4 土曜日から 12 月の第 2 日曜日までの期間における週休日又は祝日とする。また、スピーキングテスト当日に、インフルエンザ等の学校感染症に罹患するなどの理由で受験できなかった場合は、予備日での受験を認めるものとする。

(4) 受験回数

受験機会の公平性を考慮し、受験回数は、各受験者 1 回とする。

(5) 実施会場

公正・公平な環境で実施するために、平成 33 (2021) 年度以降のスピーキングテストについては、原則として大学等の外部施設を利用する。ただし、島しょを含む一部地域については都有施設等の利用を検討する。その場合は、実施会場の選定については、受験者の移動時の利便性に十分配慮する。

(6) 受験料

試験実施団体は、既存の英語の資格・検定試験の市場価格を踏まえ、適切な価格を設定する。なお、都内公立中学 3 年生の受験料については、東京都教育委員会が公費を投入して費用を負担する予定である。

2 実施・運営に関すること

(1) 採点基準の設定及び採点方法

- ア 受験者の能力を正しく測ることのできる、出題方針に沿った採点基準を設定する。
- イ 採点に関する研修を受講し、トレーニングを行った採点者が採点を行う。
- ウ 採点は複数の採点者で行うとともに、採点結果を点検する機能を確保する。
- エ 採点期間の短縮化、採点コストの低廉化の可能性を追求するため、人工知能（A I）を活用したA I採点の導入の可能性について研究を行う。

(2) 試験監督等

- ア 実施責任者、副責任者、試験監督、補助員、誘導員等、テストを公正・公平に実施するために必要な人員を配置する。
- イ 受験者への説明やテストの進行管理、トラブル対応等のスキルを身に付けた試験監督者を配置する。
- ウ 使用する機器のシステムトラブル等に対応するため、十分な補助員を配置する。
- エ 受験者に分かりやすい指示内容、方法等により、円滑な実施を担保する。

(3) 使用機器

- ア テストで使用する機器について、十分な整備及び点検を行う。
- イ システムトラブルに対応できる人員の配置や予備機器の準備など、トラブルへの対策を講じる。

(4) 障害等のある受験者に対する特別措置について

障害等のある受験者に対しては、受験方法、受験時間、受験会場等についての特別な措置を申請することを可能とし、受験者の障害の特性等を考慮した上で、次の特別措置を行う。

<特別措置の内容（例）>

時間延長、拡大文字、テキスト入力による応答、代理タイピング、別室受験、I C T機器の使用、介助者（代筆者や音読者などを含む。）の同行等

(5) 留意事項

- ア 受験者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律、東京都個人情報の保護に関する条例その他関係法令を遵守し、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じる。国外において個人情報を扱う場合も、国内の取扱いに準じた管理を行う。
- イ 受験に関する不正行為、テスト問題の情報流出等への予防措置を講じる。
- ウ 原則として、中学校等の教職員は、試験監督、実施補助及び採点には関与しない。

3 東京都立高等学校入学者選抜への活用について

東京都立高等学校入学者選抜への活用に係る以下の内容については、東京都立高等学校入学者選抜検討委員会の検討結果によるものとする。

- ・スピーキングテストの活用方法
- ・スピーキングテストの結果を活用する都立高等学校
- ・都立高等学校へのスピーキングテスト結果提供方法
- ・スピーキングテストを受験しなかった生徒等への対応
- ・導入規模

Ⅲ 本事業に係る東京都教育委員会の役割

1 スピーキングテスト要件の確認

上記Ⅱで記載した試験実施団体に求めるスピーキングテストの要件が満たされているか確認を行う。

2 財政支援

東京都教育委員会は、受験者及び試験実施団体に対して、毎年度の東京都議会の議決及び別途定める協定等の規定に基づき、東京都一般会計歳入歳出予算の範囲内において、次のとおり費用負担を行う（詳細は募集要項等に規定）。

(1) 平成 31（2019）年度プレテスト

- ・試験実施団体に対するプレテスト実施費用
- ・結果検証のための費用
- ・区市町村教育委員会等を対象とした説明会実施のための費用

(2) 平成 32（2020）年度確認プレテスト及び平成 33（2021）年度以降スピーキングテスト

- ・都内公立中学校第 3 学年全生徒の受験料（1 回分）
- ・結果検証のための費用
- ・区市町村教育委員会等を対象とした説明会実施のための費用

Ⅳ 今後の検討事項

1 私立高等学校入学者選抜における活用について

都内公立中学校の第 3 学年全生徒がスピーキングテストを受験することから、都内私立高等学校の入学者選抜においても本テストの活用が図れるよう、引き続き情報提供を行っていく。

2 他道府県との連携について

中学校において英語「話すこと」の技能の評価を検討している他道府県と、児童・生徒の英語力向上に向けた本スピーキングテストの活用について情報交換を行うなど、連携を図っていく。また、受験者数の規模拡大による受験料の低廉化の可能性を探っていく。

3 英語力評価における 4 技能の統合について

スピーキングテストにおいては、「話すこと」を評価するが、今後「話すこと」だけでなく、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」と統合した英語力の評価の在り方について、検討を進めていく。

V 今後の予定

都内公立中学校3年生の英語「話すこと」の能力を評価するため、民間の資格・検定試験としてスピーキングテストを実施する民間の資格・検定試験実施団体（以下「事業者」という。）の募集等を以下のとおり実施する。

1 事業者の募集及び選定等

(1) 事業応募者の要件

事業応募者は、事業期間中の安定した運営が可能な企画力、技術力、運営力及び経営能力等を有する者で、英語の資格・検定試験を実施した経験を有する者とする（詳細は募集要項に規定）。

(2) 提案審査

ア 審査委員会の設置

事業応募者から提出された提案書等の審査は、有識者等から構成される審査委員会が行い、東京都教育委員会が示したスピーキングテスト要件の各項目等を審査の上、連携する最優秀事業応募者を選定する（詳細は募集要項等に規定）。

イ スピーキングテスト実施予定者等の決定

審査委員会等の選定結果を踏まえ、東京都教育委員会が事業予定者及び次点を決定

2 事業の進め方等

上記により選定した事業予定者と具体的内容等に関して協議を行い、協議結果に基づき基本協定その1を締結する。基本協定を締結した事業者は、東京都教育委員会及び関係者と協議の上、事業計画を策定し、東京都に提出するとともに、本事業の業務内容及び諸手続等について定める基本協定その2、また、各年度の計画等を定める実施協定を締結する（詳細は募集要項等に規定）。

3 スケジュール

内 容	日 程
募集要項等の公表	平成 31（2019）年 3 月上旬
提案書の受付	平成 31（2019）年 4 月上旬から 4 月中旬
審査委員会の開催	平成 31（2019）年 5 月中旬
最優秀事業応募者の決定及び公表	平成 31（2019）年 5 月下旬
基本協定その 1 の締結	平成 31（2019）年 6 月上旬
基本協定その 2 及び実施協定の締結	平成 31（2019）年 6 月下旬から 7 月